

委員会提出議案第3号

道路整備事業に係る補助率等の特別措置の継続及び道路整備予算の確保を求める
意見書

上記の議案を紀の川市議会会議規則（平成17年紀の川市議会規則第1号）第14条
第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成30年1月19日提出

紀の川市議会議長 坂本康隆様

提出者 紀の川市議会
産業建設常任委員会委員長 中尾太久也

提案理由

関係行政庁に対し、道路整備事業に係る補助率等の特別措置の継続及び道路整備予算
の確保を求める意見書を提出するため。

道路整備事業に係る補助率等の特別措置の継続及び道路整備予算の確保を求める意見書

道路は、市民の安心・安全な暮らしや地域経済の活性化を支えるとともに、災害時には市民の命を守るライフラインとして機能するなど、市民生活に欠くことのできない重要な社会基盤である。

現在、国においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定により、社会資本整備交付金事業の補助率等について通常の50%を55%等に嵩上げし、道路整備の促進に対する特段の配慮がなされているが、この措置は平成29年度までの時限措置となっている。

社会基盤でもある道路を計画的に整備、維持することが極めて重要であり、これを支える十分な財源の確保が必要であるが、この時期に補助率等が低減することは、地方の財政負担が増加し、道路整備の遅延を招くことで、その影響は当市をはじめ地方自治体にとっては死活問題である。

よって、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 地方創生の実現に向け、道路整備に必要な予算を確保すること。
- 2 道路財特法の補助率の嵩上げ措置については、平成30年度以降も継続・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

和歌山県紀の川市議会

(意見書提出先)

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

国土交通大臣

国土強靭化担当大臣

地方創生担当大臣

衆議院議長

参議院議長